

平成31年度

産業用ロボットの教示等の業務特別教育（学科）の開催について

産業用ロボットの教示の業務に労働者をつかせるときは、その全員に労働安全衛生法第59条第3項の規定によって、事業者は法令で定められた特別教育を行わなければならないことになっております。

この度当協会では、下記により特別教育を開催いたしますので、この機会に貴事業場の従事予定者を積極的に受講させて頂きますようご案内いたします。

記

1 講習日時及び会場

1年6月20日（木）

（会場）「沼津労政会館」 沼津市高島本町1-3

※ 会場の駐車場は、収容台数に余裕がありませんので、なるべく公共交通機関をご利用下さるようお願いいたします。（JR沼津駅から徒歩10分）

（時間）① 午前9時から午後6時までの予定で実施します。

② 昼食休憩は、50分と短いのでご留意下さい。

③ 開始の10分前までにお集まり下さい。

2 特別教育の内容〈学科課程〉

(1) 産業用ロボットに関する知識

(2) 教示等の作業に関する知識

(3) 関係法令

3 受講料〈学科課程〉（テキスト代を含む）

受講者1名について

当協会会員事業場 10,500円 非会員事業場 11,500円

4 受講申込方法

(1) 別添の申込書に必要事項を記入され、受講料を添えて当協会にお申込下さい。

受講票をお渡しします。

定員（80名）に達し次第締切りますので、お早めにお申込下さい。

※ファックスで申し込まれる場合 Fax 055-933-4990

(2) テキストは、開催当日会場でお渡しします。

(3) 一旦納入されました受講料は、講習日の7日前までに取消しの申し出のあった場合を除き、一切返却しかねますのでご了承下さい。また、受講者の変更も開催日の7日前までに連絡して下さい。

5 修了証の交付

講習修了者には、「特別教育修了証」〈学科課程〉を当日交付します。

6 持参するもの

開催当日は、受講票及び筆記用具を持参して下さい。

7 実技教育

操作の方法1時間以上、教示等作業の方法2時間以上の実技教育を行うこととなっておりますが、これはロボットのメーカー又はディーラーと相談し各事業場で実施して下さい。

8 昼食弁当の受付けについて

会場の沼津労政会館1階の事務所に於いて、昼食弁当の受付けを行っております。

希望者は、講習会開始前にお申込下さい。

# 産業用ロボット教示等業務特別教育 受講申込書

月希望分

フリガナ 受講者氏名	生年月日	現住所	備考
	昭和 平成		
	昭和 平成		
	昭和 平成		

年 月 日

〒 ー  
所在地

事業場名

部課名

担当者名

TEL

沼津労働基準協会 御中

※ 個人情報の取扱いについて・・・ご記入いただいた個人情報につきましては、当協会が責任を持って管理し、申込まれた講習・教育の実施のためのみに使用いたします。

※受講料支払予定日を必ず記入して下さい。

月 日 支払予定 (振込・持参)

受講料は、講習日の2週間前までにお支払い下さい。

※受講料を銀行振込みされる場合は、下記口座あてお振込み下さい。

恐れ入りますが、振込手数料は貴社負担でお願いいたします。

静岡銀行沼津支店 普通預金 口座番号 0866059  
受取人 沼津労働基準協会